

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

認定第1号 平成29年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定について

本件のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

認定第2号 平成29年度岩国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

本件は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第82号 平成30年度岩国市一般会計補正予算（第2号）

本議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第99号 玖珂庁舎新築建築工事請負契約の締結について

議案第100号 玖珂庁舎新築電気設備工事請負契約の締結について

議案第101号 玖珂庁舎新築機械設備工事請負契約の締結について

議案第102号 周東庁舎新築建築工事請負契約の締結について

議案第103号 周東庁舎新築電気設備工事請負契約の締結について

議案第104号 周東庁舎新築機械設備工事請負契約の締結について

議案第105号 東小中学校校舎新築建築工事請負契約の締結について

議案第106号 東小中学校校舎新築電気設備工事請負契約の締結について

議案第107号 東小中学校校舎新築機械設備工事請負契約の締結について

議案第108号 （仮称）日の出公園建築工事請負契約の締結について

議案第109号 （仮称）日の出公園電気設備工事請負契約の締結について

議案第110号 （仮称）日の出公園機械設備工事請負契約の締結について

以上12議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について御報告いたします。

認定第1号 平成29年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、当委員会所管分の審査におきまして、総務費の市民協働推進費の地域づくり支援事業の地域ささえ愛交付金に関し、委員中から、制度の概要について質疑があり、当局から、「本交付金は、地域における問題及び課題を見出し、地域で解決する活動を行う、地域ささえ愛協議会に対して交付するものである。当該協議会は、市内8地域において組織されており、各協議会が策定した地域ささえ愛計画に基づいて実施された事業が交付対象となる。具体的には、地域での各種イベントの充実や、自主防災活動の支援のための経費等に充てられて

おり、平成29年度については62件、1,210万円を交付している」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「地域にとっては大変有効な交付金であると認識しているが、本交付金の対象となる新規事業の企画が困難なことから従前の事業を継続実施している場合や、実施したい事業はあるものの本交付金の対象外のため実施を見送っている場合もあると聞いている。地域が容易に活用できる交付金となるよう、制度のあり方を検証する必要もあるのではないか」との質疑があり、当局から、「平成24年度の制度開始以降、それぞれの地域ささえ愛協議会において、事業実施に係る協議を重ねられていると承知している。また、本交付金が地域活動において大変貴重なものであることや、新規事業として取り組んでみたいものもあるといったことも伺っており、引き続き、各地域で有効に活用していただくことができる制度となるよう取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

本件のうち、当委員会所管分については、討論において、一部委員から、「個別の施策については評価すべき点はあるものの、基本的な性格として、市民の願いを尊重していないものと判断されるため反対する」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第105号 東小中学校校舎新築建築工事請負契約の締結について、議案第106号 東小中学校校舎新築電気設備工事請負契約の締結について、議案第107号 東小中学校校舎新築機械設備工事請負契約の締結について、以上3議案の審査におきまして、建築工事における総合評定値を当初案では1,500点以上であったものを1,200点以上に変更した経緯及び電気設備工事のみを単体企業でも共同企業体でも応札が可能となる混合入札方式に変更した理由について質疑があり、当局から、「入札審査会の審査の中で、総合評定値を1,500点以上とした場合、平成28年度に同じ点数で実施した、当時の岩国市民会館の耐震補強及び大規模改修工事において、1回目及び2回目の入札において応札者がいなかったこと、今期定例会に提案している、本工事を含めた4件の大規模工事を同時期に発注することから、事業者の重複や偏りが想定されること、入札参加資格者となる業界大手の事業者の多くは、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの準備工事などに携わっていると推定されることなどから、総合評定値を1,500点以上に設定することで当該入札が不調となれば、完成時期がおくれることが想定されるため、総合評定値を1,200点以上として、入札参加資格者の範囲を広げたものである。また、電気設備工事のみ混合入札方式とした理由については、入札審査会の審査の中で、

過去の実績や今回の事業費等に照らして、市内業者でも対応可能との結論に至り、また、市内業者の受注機会の確保という観点からも、単体企業または共同企業体での応札が可能となる混合入札方式が適当であると判断したものである」との答弁がありました。

これを受けて、「実際のところ、入札結果からは、このたびの変更によるはっきりとした効果は見られない。供用開始時期があらかじめ定められている中、入札が不調になるおそれがあったのなら、入札時期を早めることで対応できたのではないか。提案時期も含め、問題はなかったのか」との質疑があり、当局から、「本事業の財源として、防衛省等の補助金を活用することとしており、事務作業は補助金の交付決定を受けた後に進めなければならないことから、入札等の日程をこれ以上前倒しすることは困難であったと考えている」との答弁がありました。

本3議案については、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。